

条 例

埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第五号

埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例

埼玉県職員定数条例（昭和三十年埼玉県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「六千八百五十七人」を「六千九百七十六人」に改める。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。